

技術基準整備3ヶ年計画(案)(2023~2025年度)
(2023年7月28日 技術委員会 承認)

1. 圧力容器分野	2023FY	2024FY	2025FY	(参 考)		備 考
				2026FY	2027FY	
1) 超高压ガス設備に関する基準(KHKS 0220) 2020						(2020.9 改正)
2) 非円形胴の圧力容器に関する基準(KHKS 0221) 2021						(2021.11 改正)
3) 安全係数2.4の特定設備に関する基準(KHKS 0224) 2019						(2019.12 改正)
4) 圧縮水素蓄圧器用複合圧力容器に関する基準(KHKS 0225) 2019						(2019.2 制定)
5) ねじ構造の強度設計指針(KHKS 1222) 2021						(2021.11 改正)
2. 移動容器分野	2023FY	2024FY	2025FY	(参 考)		備 考
				2026FY	2027FY	
1) 容器等製造業者登録基準(KHKS 0102) 2010						(2010.7 改正) (2015.9 確認) (2020.8 確認)
2) アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準(KHKS 0121) 2020						(2020.8 改正)
3) 容器プロトタイプ試験基準(KHKS 0123) 2023						(2023.5 改正) 2022年度に改正作業を実施し、2023年5月に改正手続きを完了した。
4) 高压ガス容器バルブ設計・製造基準(KHKS 0124) 2020						(2020.1 改正)
5) アセチレン容器の安全弁に関する基準(KHKS 0125) 2023						(2023.5 改正) 2022年度に改正作業を実施し、2023年5月に改正手続きを完了した。
6) 液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準(KHKS 0126) 2018						(2018.12 改正)
7) 液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準(KHKS 0127) 2023						(2023.2 改正)
8) 高压ガスタンクローリ再検査基準(KHKS 0150) 2020						(2020.1 改正)
9) 空気呼吸器用継目なし容器再検査基準(KHKS 0151) 2016						(2016.12 改正) (2021.7 確認)
10) アルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準(KHKS 0152) 2016						(2016.12 改正) (2021.7 確認)
11) 溶接容器溶接補修基準(KHKS 0180) 2023						(2023.2 改正)

※ 表の網掛け部分は、見直し検討期間を表す。

※ 「備考」欄には、括弧書きとして直近の改正年月又は制定年月を記載している。

3. 高圧ガス分野	2023FY	2024FY	2025FY	(参 考)		備 考
				2026FY	2027FY	
保安検査基準、定期自主検査指針 関係						
1) 保安検査基準(一般高圧ガス保安規則関係(スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。)) (KHKS 0850-1) 2017 2) 定期自主検査指針(一般高圧ガス保安規則関係(スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。)) (KHKS 1850-1) 2017						(2017.10 改正) 【2017 改正概要】主な改正は以下のとおり。(1)『KHKS 0850-1(2011)保安検査基準等 高圧ガス保安協会が改正した7規格に関する評価書』の指摘事項への対応(2)見直し対象の保安検査基準、定期自主検査指針に関する意見募集の結果を踏まえた修正(3) その他法令改正、他団体規格改正に伴う修正保安検査基準(KHKS 0850-1,2,3,5,6(2017))は、2018年4月30日施行の保安検査の方法を定める告示の改正により、告示の指定を受けた。 【今後の予定】 定期見直しにあわせて、前回改正以降の規則改正対応等を実施する。 また、「KHKInterpretations 保安検査基準・定期自主検査指針に係る質疑応答集」は、発行時点の年版の保安検査基準及び定期自主検査指針に対して出されたままの状態となっているため、既出の質疑応答の整理、保安検査基準及び定期自主検査指針本文への取込みについて検討中。
3) 保安検査基準(液化石油ガス保安規則関係(スタンド関係を除く。)) (KHKS 0850-2) 2017 4) 定期自主検査指針(液化石油ガス保安規則関係(スタンド関係を除く。)) (KHKS 1850-2) 2017						(2017.10 改正)
5) 保安検査基準(コンビナート等保安規則関係(スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。)) (KHKS 0850-3) 2017 6) 定期自主検査指針(コンビナート等保安規則関係(スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。)) (KHKS 1850-3) 2017						(2017.10 改正)
7) 保安検査基準(天然ガススタンド関係) (KHKS 0850-5) 2017 8) 定期自主検査指針(天然ガススタンド関係) (KHKS 1850-5) 2017						(2017.10 改正)
9) 保安検査基準(液化石油ガススタンド関係) (KHKS 0850-6) 2017 10) 定期自主検査指針(液化石油ガススタンド関係) (KHKS 1850-6) 2017						(2017.10 改正)
11) 保安検査基準(LNG受入基地関係) (KHKS 0850-7) 2018 12) 定期自主検査指針(LNG受入基地関係) (KHK S 1850-7) 2018						(2018.1 制定) 【2018 制定概要】 2017年4月1日施行のガス事業法の改正に伴い、高圧ガスLNG協会(KLK)の会員会社7社のうち6社のLNG受入基地が高圧ガス保安法からガス事業法に移管することとなった。これにより、KLKは解散する方針が決定された。これにより、KHKとKLKの共同規格(KHK/KLK S)を廃止することとなったが、今後も当該規格の適用を受ける事業所があることから共同規格(KHK/KLK S)と同内容の高圧ガス保安協会規格(KHKS)を制定した。 KHKS 0850-7(2018)は、2018年4月30日施行の保安検査の方法を定める告示の改正により、告示の指定を受けた。また、同日KHK/KLKSを廃止した。 【今後の予定】 No.1~10と同様。ユーザー事業者にも確認を行う。
13) 保安検査基準(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係) (KHK/JOGMEC S 0850-8) 2018 14) 定期自主検査指針(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係) (KHK/JOGMEC S 1850-8) 2018						(2018.11 改正) 【2018 改正概要】 主な改正点は以下のとおり。 (1) 前年に改正された KHS 0850-3(2017) との共通部分について整合。 (2) 非破壊検査において、同一配管系内を一部取り替える場合の開放検査周期の整理、見直し (3) 完成検査の検査項目との整合(液面計、界面計) 保安検査基準(KHK/JOGMEC S 0850-8(2018)) は、2019年1月11日施行の保安検査の方法を定める告示の改正により、告示の指定を受けた。 【今後の予定】 No.1~10と同様。 JOGMEC委託事業(2022年度石油ガス岩盤備蓄基地に係る保安検査等操業実績確認検討業務)での検討結果の反映
15) 液化石油ガス岩盤備蓄関係 技術文書(KHK/JOGMEC TD 5800) 2018						(2018.11 改正) 【2018 改正概要】 保安検査基準、定期自主検査指針の改正に併せて、改正。 (本技術文書は岩盤貯槽に特有な項目における概要、検査に対する考え方等について解説したものである。) 【今後の予定】 定期見直しにあわせて、保安検査基準及び定期自主検査指針の改正作業状況も踏まえた対応等を実施する。
16) 保安検査基準(圧縮水素スタンド関係) (KHK/JPEC S 0850-9) 2018						(2018.11 制定) 【2018 制定概要】 保安検査基準の対象となる法令上の技術基準が、圧縮水素スタンド以外の高圧ガス施設に関する技術基準と共通なものについては、KHKS 0850-1(2017) 等の既存の規格の規定を参考として作成。その他圧縮水素スタンド特有の基準を検討し制定した。 【今後の予定】 No.1~10と同様。
17) 定期自主検査指針(圧縮水素スタンド関係) (KHK/JPEC S 1850-9) 2019						(2019.6 制定) 【2019 制定概要】 保安検査基準(KHK/JPEC S 0850-9(2018))に定めた事項の他、肉厚測定以外の非破壊検査について、先進的な検査技術の検討等を行い、検査方法を採用するよう努めることの明記など追加している。 【今後の予定】 No.1~10と同様。
18) 保安検査基準(コールド・エバポレータ関係)(仮題) (KHK/ JIMGA S 0850-O) 19) 定期自主検査指針(コールド・エバポレータ関係)(仮題) (KHK/ JIMGA S 1850-O)						(制定予定) 【検討状況】 2016年6月21日に一般社団法人日本産業・医療ガス協会(JIMGA)から共同規格化の申し入れを受け、コールド・エバポレータ保安検査基準検討分科会を設置し、コールド・エバポレータに係る保安検査基準及び定期自主検査指針の原案の検討中。関係法令上のコールド・エバポレータの定義、範囲等が明確にならない限り、議論の継続は困難であると判断し、現在は活動を停止している。 なお、当協会が受託した、経済産業省の委託事業(2019年度高圧ガス保安対策事業(高圧ガス保安技術基準作成・運用検討))において、コールド・エバポレータの定義、範囲等を明確にするための関係法令改正試案をとりまとめたところ。関係法令が2021年3月29日に改正されたところであるが、さらにコールド・エバポレータに係る容器置場の基準に関する整備が必要となり、現在省令改正を待っているところ。省令が改正され次第、制定に向けて検討を再開する。 【今後の予定】 No.1~10と同様。 関係法令が2021年3月29日に改正されたところであるが、追加改正が見込まれている。関係法令の改正方針を経済産業省と調整しながら、検討を再開する。
20) KHKInterpretations 保安検査基準・定期自主検査指針に係る質疑応答集						(2012.11 制定) 【これまでの経緯】 2005年9月に「保安検査基準2005年版(KHKS 0850 シリーズ) 定期自主検査指針2005年版(KHKS 1850シリーズ)に係る質疑応答集」として発刊し、2008年7月には追加の「Q&A」及び「FAQ」を協会Webサイトにて公開した。また、2012年11月には「保安検査基準2011年版(KHKS 0850シリーズ) 定期自主検査指針2011年版(KHKS 1850シリーズ)に係る質疑応答集」を協会Webサイトにて公開した。 さらに、2020年から2021年にかけて、保安検査を含む各種検査において新技術を活用することを明確化するための通達等の改正が国において行われたため、それにあわせて、「目視検査へのドローン活用」、「新技術の活用が可能であることの明確化」についての質疑応答を制定、公表した。 【今後の予定】 既出の質疑応答は、発行時点の年版の保安検査基準及び定期自主検査指針に対して出されたままとなっているため、既出の質疑応答の整理、保安検査基準及び定期自主検査指針本文への取込みの検討を今後実施することとしたい。

※ 表の網掛け部分は、見直し検討期間を表す。

※ 「備考」欄には、括弧書きとして直近の改正年月又は制定年月を記載している。

3. 高圧ガス分野(続き)	2023FY	2024FY	2025FY	(参 考)		備 考
				2026FY	2027FY	
危害予防規程の指針、保安教育計画の指針関係(特定の事業所用)						
21) 第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針(KHKS 1800-1) 2020						(2020.7 改正) 特定の事業所用の適用範囲:処理能力100万m3(貯槽を設置して専ら高圧ガスの充てんを行う場合にあっては200万m3)以上の第一種製造者 【2020 危害予防規程の指針(1800-1) 改正概要】 2018年11月14日に関係法令が改正されたことから、改正、確認を前倒し、改正した。 法令改正の内容は、危害予防規程に定める事項が追加され(KHKS 1800-1 に該当する事項)、また、新たに津波防災地域づくりに関する法律に規定される津波浸水想定区域内の事業所が定める事項が追加された。 これら新たに規定された事項へ対応するとともに、保安教育計画を除く、KHKS 1800-1、1802-1、1803-1、1804-1をKHKS 1800-1に一本化し、1802-1、1803-1、1804-1は廃止した。
22) 第一種製造者 特定の事業所用 保安教育計画の指針(KHKS 1801-1) 2022						(2022.6 改正) 【2022 保安教育計画の指針(1801-1) 改正概要】 省令改正(特定不活性ガスの定義の追加)に伴う改正を実施。2022年6月14日に改正。
危害予防規程の指針、保安教育計画の指針関係(一般の事業所用)						
23) 第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規程の指針(KHKS 1800-2) 2020						(2020.7 改正) 一般の事業所用の適用範囲:処理能力100万m3(貯槽を設置して専ら高圧ガスの充てんを行う場合にあっては200万m3)未満の第一種製造者 【2020 危害予防規程の指針(1800-2) 改正概要】 上記の特定の事業所用と同じ。
24) 第一種製造者 一般の事業所用 保安教育計画の指針(KHKS 1801-2) 2022						(2022.6 改正) 【2022 保安教育計画の指針(1801-2) 改正概要】 上記の特定の事業所用と同じ。
保安教育の指針(第二種製造者等)						
25) 第二種製造者、第一種・第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者用 保安教育の指針(KHKS 1801-3) 2022						(2022.6 改正) 【2022 保安教育計の指針(1801-3) 改正概要】 省令改正(特定不活性ガスの定義の追加)に伴う改正及び軽微な修正(語句、誤字等)を実施。2022年6月14日に改正。
個別基準						
26) LPガスバルク供給基準(工業用等)(KHKS 0501) 2022						(2022.6 改正) 【2022 改正概要】 「移動式製造設備の定期点検記録表の様式及び記入要領」について、LPガスタンクローリ事故防止委員会によるLPガスタンクローリ点検を活用することとし、その点検方法はLPガスタンクローリ点検要領によることとした。その他、文章の明確化、語句の修正を行った。
27) 高圧ガスの配管に関する基準(KHKS 0801) 2016						(2016.12 改正) 【2016 改正概要】 ASME-B31.3に準拠したJPI-7S-77-2010が発行されたことから、定期見直しに合わせ、JIS規格、JPI規格等既存の技術基準との整合を図った改正案を作成し、大臣認定試験者協議会に見直しを依頼した結果を反映した。 【今後の予定】 本基準で引用しているJIS等の引用規格に係る最新版への対応について見直すほか、東日本大臣認定試験者協議会、西日本大臣認定試験者協議会からのコメントへの対応を行う。
28) 可とう管に関する検査基準(KHKS 0803) 2014						(2014.5 改正) 【2022新規基準制定の概要】 可とう管として取扱われるものの範囲、およびその使用方法につき、検討課題が指摘されたことを踏まえ、ペローズ型伸縮管継手の基準及びフレキシブルチューブに関する基準に分けて新たに規格を制定した。 【今後の予定】 「可とう管に関する検査基準」に対して、可とう管として取扱われるものの範囲、およびその使用方法につき、検討課題が指摘されたことから、「ペローズ形伸縮管継手の基準」及び「フレキシブルチューブの基準」の2つの規格に二分化して新規に基準を制定した。経済産業省通達への取り込みについて調整し、新しい規格が通達に取り込まれた後、本規格の廃止の手続きを開始する。
29) ペローズ形伸縮管継手の基準(KHKS0804) 2022						(2022.6 制定) 【2022新規基準制定の概要】 上記の可とう管に関する検査基準のとおり、新規に基準を制定した。 【今後の予定】 「可とう管に関する検査基準」に対して、可とう管として取扱われるものの範囲、およびその使用方法につき、検討課題が指摘されていたことから、「ペローズ形伸縮管継手の基準」及び「フレキシブルチューブの基準」の2つの規格に二分化して制定した。今後、経済産業省通達への取り込みについて調整する。
30) フレキシブルチューブの基準(KHKS0805) 2022						(2022.6 制定) 【2022新規基準制定の概要】 上記の可とう管に関する検査基準のとおり、新規に基準を制定した。 【今後の予定】 「可とう管に関する検査基準」に対して、可とう管として取扱われるものの範囲、およびその使用方法につき、検討課題が指摘されていたことから、「ペローズ形伸縮管継手の基準」及び「フレキシブルチューブの基準」の2つの規格に二分化して制定した。今後、経済産業省通達への取り込みについて調整する。
31) 超臨界流体抽出/クロマトグラフィシステムに関する基準(KHK/JAIMA S 0901) 2018						(2018.7 制定) 【2018 制定概要】 2016年6月8日に一般社団法人日本分析機器工業会(JAIMA)から共同規格化の申し入れを受け、超臨界流体抽出装置及び超臨界流体クロマトグラフの運用基準検討分科会で、規格の原案を作成し、制定された。 【今後の予定】 定期見直しを実施する。
32) KHKTD 高圧ガス製造事業者のリスクアセスメント・ガイドライン(KHKTD 5810) 2020						(2020.7 制定) 【2020制定概要】 KHKは、2014年度及び2015年度の経済産業省委託事業を受託し、リスクアセスメント・ガイドラインを作成した。本ガイドラインは、非定常時のリスクアセスメントを実施する際の参考文献として有用であることから、今後KHKS化を図ることを念頭に、まずは技術文書(KHKTD)として制定するための検討を行った。 リスクアセスメント基準検討分科会を設置し、文書構成等の見直しを行い、またタイトルを左記のとおりすることとし原案を作成。その後制定された。 【今後の予定】 作成の背景により「非定常」状態及びその解析手法に特化した内容となっていることから、今後は「定常」状態及び他の解析手法も含めた内容の充実化を図り、KHKSとして制定するための整理、原案作成を実施する。

※ 表の網掛け部分は、見直し検討期間を表す。

※ 「備考」欄には、括弧書きとして直近の改正年月又は制定年月を記載している。

4. 冷凍空調分野	2023FY	2024FY	2025FY	(参考)		備考
				2026FY	2027FY	
保安検査基準、定期自主検査指針関係(冷凍保安規則関係)						
1) 保安検査基準(KHKS 0850-4) 2020						(2020.7 改正) 【前回の見直しの概要】 2016年11月1日付けの冷凍規則改正に伴い、特定不活性ガスに係る漏えいガスが滞留しない構造等の検査方法について、現行の保安検査基準及び定期自主検査指針に追加する旨の改正を2020年7月に行った。
2) 定期自主検査指針(KHKS 1850-4) 2020						(2020.7 改正) ※最新版は2020年7月だが、告示指定は2011年6月版がされている。 【今後の予定】 テクノロジーの活用(ドローン、ロボット、センシング、AI等の技術を活用)等の改正について規格委員会で検討。
3) KHKInterpretations 保安検査基準・定期自主検査指針に係る質疑応答集						(2012.11制定) 【これまでの経緯】 2005年9月に「保安検査基準2005年版(KHKS 0850 シリーズ)定期自主検査指針2005年版(KHKS 1850シリーズ)に係る質疑応答集」として発刊し、2008年7月には追加の「Q&A」及び「FAQ」を協会Webサイトにて公開した。また、2012年11月には「保安検査基準2011年版(KHKS 0850シリーズ)定期自主検査指針2011年版(KHKS 1850シリーズ)に係る質疑応答集」を協会Webサイトにて公開した。 さらに、2020年から2021年にかけて、保安検査を含む各種検査において新技術を活用することを明確化するための通達等の改正が国において行われたため、それにあわせ、「目視検査へのドローン活用」、「新技術の活用が可能であることの明確化」についての質疑応答を制定、公表した。 【今後の予定】 既出の質疑応答は、発行時点の年版の保安検査基準及び定期自主検査指針に対して出されたままとなっているため、既出の質疑応答の整理、保安検査基準及び定期自主検査指針本文への取込みの検討を今後実施することとしたい。
危害予防規程の指針、保安教育計画の指針関係(冷凍関係事業所用)						
4) 危害予防規程の指針(KHKS 1301) 2020						(2020.7 改正) 【前回の見直しの概要】 ・2018年11月14日に冷凍規則が改正され、危害予防規程に定める事項が追加されたことから、KHKS1301を改正し、その内容を盛り込んだ。 ・上記に加え、地震対策等の危害予防規程に追加で定めるべき事項を示したKHKS1302、KHKS1303及びKHKS1304をKHKS1301の附属書として示すこととした。この構成の変更に伴い、KHKS 1302、KHKS 1303及びKHKS 1304について、廃止手続きを行った。 ・保安教育計画の指針(KHKS1305)については、引用規格の改正に伴う軽微な改正を2022年3月に行った。
5) 保安教育計画の指針(KHKS 1305) 2022						(2022.3 改正)
個別基準						
6) 冷凍空調装置の施設基準 (KHKS 0302-1) 2018 (フルオロカーボン、二酸化炭素の施設編)						(2018.5 改正) 【前回の見直しの概要】 2011年改正後の法令改正等との整合及び全体構成の見直しを行った。 見直し内容は以下のとおり。 a)冷凍保安規則及び通達との整合化 b)冷凍装置の施設基準(アンモニアの施設編)との整合化
7) 冷凍空調装置の施設基準 (KHKS 0302-2) 2018 (フルオロカーボン(不活性のものに限る。)冷凍能力20トン未満の施設編)						(2018.5 改正) 【今後の予定】 基準の構成について、高圧法に基づく遵守事項と自主的な遵守事項の明確化等について、分科会で検討中。分科会での検討終了後に規格委員会で検討予定。
8) 冷凍空調装置の施設基準 (KHKS 0302-3) 2020 (可燃性ガスの施設編)						(2020.7 改正) 【前回の見直しの概要】 適用範囲に微燃性ガスの施設編が含まれていたが、これをKHKS0302-5特定不活性ガスの施設編として独立させ、KHKS 0302-3は可燃性ガスの施設編とする改正を、2020年7月に行った。
9) 冷凍空調装置の施設基準 (KHKS 0302-4) 2015 (アンモニアの施設編)						(2022.3確認) 【前回の見直しの概要】 定期見直しのため、現行の基準が最新の技術的知見に基づいたものか等の確認を行った。
10) 冷凍空調装置の施設基準 (KHKS 0302-5) 2020 (特定不活性ガスの施設編)						(2020.7 制定) 【前回の見直しの概要】 特定不活性ガスの施設編として新たにKHKS 0302-5 を2020年7月に制定した。 【今後の予定】 基準の構成、換気風量、消火器本数の見直しについて、分科会で検討中。分科会での検討終了後に規格委員会で検討予定。
11) 冷凍用圧力容器の溶接基準 (KHKS 0301) 2015						(2020.6確認) 【前回の見直しの概要】 本基準の適用範囲を明確化する文言を解説に追加した。

※ 表の網掛け部分は、見直し検討期間を表す。

※ 「備考」欄には、括弧書きとして直近の改正年月又は制定年月を記載している。

5. 液化石油ガス分野	2023FY	2024FY	2025FY	(参 考)		備 考
				2026FY	2027FY	
1) 液化石油ガス屋内用低圧ゴム管基準(KHKS 0708) 2021						(2021.8改正)
2) 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース基準(KHKS 0709) 2021						(2021.4改正)
3) 液化石油ガス屋内用ガス栓用ゴムキャップ基準(KHKS 0712) 2020						(2020.1改正)
4) 液化石油ガス用自記圧力計及び液化石油ガス用電気式ダイヤフラム式圧力計基準(KHKS 0713) 2022						(2022.3改正)
5) 液化石油ガス用対震自動ガス遮断器基準(KHKS 0714) 2022						(2022.3改正)
6) 金属フレキシブルホース(接続金具を含む。)基準(KHKS 0715) 2019						(2019.3改正)
7) ホースバンド基準(KHKS 0716) 2018						(2018.12改正)
8) 液化石油ガス用ガス漏れ警報器設置基準(KHKS 0718) 2018						(2018.5改正)
9) 液化石油ガス用ガス放出防止器基準(KHKS 0719) 2019						(2019.3改正)
10) 液化石油ガス用燃焼器接続用継手付ホース基準(KHKS 0721) 2022						(2022.9改正)
11) 液化石油ガス用安全アダプタ基準(KHKS 0722) 2018						(2018.12改正)
12) 液化石油ガス用ガス漏れ警報遮断装置基準(KHKS 0723) 2018						(2018.12改正)
13) 液化石油ガス配管用フレキ管(フレキ管継手を含む。)基準(KHKS 0727) 2019						(2019.3改正)
14) 液化石油ガス用逆止弁付根元バルブ基準(KHKS 0731) 2018						(2018.5改正)
15) 液化石油ガス用逆止弁アダプタ基準(KHKS 0732) 2018						(2018.5改正)
16) 液化石油ガス用流量検知式切替型漏えい検知装置基準(KHKS 0734) 2023						(2023.2改正)
17) 液化石油ガス用調整器基準(KHKS 0735) 2022						(2022.3改正)
18) 液化石油ガス用継手金具付高圧ホース基準(KHKS 0736) 2022						(2022.3改正)
19) 液化石油ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738) 2022						(2022.9改正)
20) 液化石油ガス法施行規則関係技術基準(KHKS 0739) 2003						(2018.12確認)
21) LPガスバルク充填作業基準(KHKS 0744) 2018						(2018.12改正)
22) バルク貯槽の告示検査等に関する基準(KHKS 0745) 2022						(2022.12改正)
23) 附属機器等の告示検査に関する基準(KHKS 0746) 2022						(2022.12改正)
24) 液化石油ガス用ガス漏れ警報器基準(KHKS 0747) 2021						(2021.8改正)
25) 液化石油ガス用不完全燃焼警報器基準(KHKS 0748) 2021						(2021.8改正)
26) 液化石油ガス用ガス検知器基準(KHKS 0749) 2016						(2021.8確認)
27) バルク貯槽用ガス漏れ検知器基準(KHKS 0750) 2021						(2021.8改正)
28) 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置基準(KHKS 0751) 2022						(2022.9制定)
29) LPガスバルク貯槽移送基準(KHKS 0840) 2022						(2022.3改正)
30) バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準(KHKS 0841) 2021						(2021.8改正)
31) 液化石油ガス販売事業者用保安教育指針(KHKS 1701) 2022						(2022.9改正)

※ 表の網掛け部分は、見直し検討期間を表す。

※ 「備考」欄には、括弧書きとして直近の改正年月又は制定年月を記載している。

6. 供用適性評価分野	2023FY	2024FY	2025FY	(参 考)		備 考
				2026FY	2027FY	
1) 高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準 (KHK/PAJ/JPCA S 0851) 2022						(2022.4 改正) 2022年4月1日 改正 2022年4月1日 2022年版が国の認定内規に引用 次回見直し時期：2027年度予定
2) KHK/PAJ/JPCA S 0851(2022)の解釈(Interpretations)						必要に応じて随時検討・発行
7. 耐震設計分野	2023FY	2024FY	2025FY	(参 考)		備 考
				2026FY	2027FY	
1) 高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準(レベル1) KHK S0861 2018						(2018.6 制定) (2018.12 改正) (2018.6.6)制定、(2018.12.13)改正□2023FY)5年見直し
2) 高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準(レベル2) KHK S0862 2018						(2018.6 制定) (2018.12 改正) (2018.6.6)制定、(2018.12.13)改正□2023FY)5年見直し
3) 高圧ガス設備等の耐震設計に関する解説(レベル1) KHK TDXXXX						(制定予定) (2023.6.15制定決議済み)KHK指針のTD化
4) 高圧ガス設備等の耐震設計に関する解説(レベル2) KHK TDXXXX						(制定予定) (2023.6.15制定決議済み)KHK指針のTD化、サイトスペシフィック地震動の解説追加
5) 高圧ガス設備等の耐震設計に関する評価例(レベル1) KHK TDXXXX						(制定予定) (2023.6.15制定決議済み)KHK指針のTD化
6) 高圧ガス設備等の耐震設計に関する評価例(レベル2) KHK TDXXXX						(制定予定) (2023.6.15制定決議済み)KHK指針のTD化、サイトスペシフィック地震動の評価例追加

※ 表の網掛け部分は、見直し検討期間を表す。

※ 「備考」欄には、括弧書きとして直近の改正年月又は制定年月を記載している。